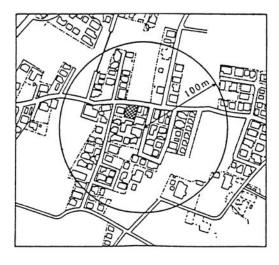
建築物の連たんに関する基準

この基準は、市街化調整区域に居住する者の日常生活に必要な店舗の建築行為等に係る基準(法第34条第1号)及び次の横浜市開発審査会提案基準(以下この節において「提案基準」という。)に適用する。

- •提案基準第3号
- •提案基準第5号
- 提案基準第 14 号
- · 提案基準第 19 号
- 提案基準第 22 号
- ・提案基準第26号
- •提案基準第27号
- ・提案基準第29号については第1号のみ適用

(連たんに関する立地基準)

- 1 申請に係る建築物の敷地周辺の状況が次の各号のいずれかに該当すること。
 - (1) 予定建築物の敷地を含む半径 100 メートルの円内に「おおむね 50 以上の建築物」があること。(図 -1)
 - (2) 隣棟間隔(敷地相互の距離)50メートル以内で「50以上の建築物」が連たんしていること。この場合、高速道路、鉄道、河川等によって通行上明らかに分断されていれば、隣棟間隔が50メートル以内であっても連たんしているとは判断しない。(図-2)



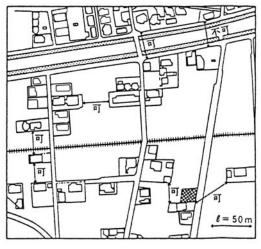


図 — 1

図-2

(施行期日)

2 この基準は、平成22年4月1日から施行する。

注:「50以上の建築物」

- (1) 建築物
 - 一敷地は1として数える。したがって、同一敷地内に用途上不可分な数棟がある場合も算定上は1、共同住宅は一棟を1とする。また、「おおむね50以上」とは、40を下限とする。
- (2) 算定の時期申請時点とする。